

事 実 報 告 書

東京都千代田区九段南四丁目二丁目三〇四
新世紀総合法律事務所

電話 〇三―三二六四―三二七一(代)
FAX 〇三―三二六四―三二七二

報 告 者

東京弁護士会所属 弁護士 西 田 研 志

公 正 取 引 委 員 会 御 中

平成一一年 九月 日

左記の団体に、独占禁止法第八条一項一号に違反すると思料する行為がありますので、独占禁止法第四十五条第一項にもとづきご報告致します。

記

〒一〇〇一 東京都千代田区霞ヶ関一―一―三

電話 〇三―三五八〇―九八四一（代）
〇〇―一三

日本弁護士連合会

会長 小堀 樹

〒一〇〇一 東京都千代田区霞ヶ関一―一―三

電話 〇三―三五八一―二二〇一（代）
〇〇―一三

東京弁護士会

FAX 〇三―三五八一―〇八六五
会長 二宮 忠

違 反 事 実

第一 報告者と違反行為者について

一 三者の法的地位と相互の関係

報告者は日本弁護士連合会の会員であり、東京弁護士会の会員である。

日本弁護士連合会は、弁護士法第四五条、同九〇条にもとづき昭和二四年九月一日に設立された法人である。平成一一年七月一日現在時点の登録会員数は一万六九六一名（特別会員を除く）ある。

また、東京弁護士会は同様、弁護士法第三二条にもとづく法人である。同時点での登録会員数は三八三九名（右同）である。

ちなみに弁護士会は、同法により地方裁判所の管轄区域ごとに設立されることが義務づけられており、当然に日本弁護士連合会の会員となる（同法第四七条）。

弁護士になるには、日本弁護士連合会の会員として、そこに備えつけられた弁護士名簿に登録しなければならず（強制加入―同法第四七条、同法第八条）、また、弁護

活動を行なうには当然にいずれか一つの弁護士会の会員にならなければならない（同法第三六条）。

報告者は、昭和六二年に弁護士登録をなし、同年、埼玉弁護士会に登録し、平成元年に東京弁護士会へ登録換えを行なって現在に至っている。

二 日本弁護士連合会の事務と機構及び会則

1 日本弁護士連合会の事務

弁護士法上、日本弁護士連合会には以下の事務が認められている。

- ① 弁護士名簿に関する事務（同法第八条乃至同一九条）
- ② 弁護士に対する指導・連絡・監督（同法第二四条、同第四五条二項）
- ③ 弁護士会に対する指導・連絡・監督（同法三三条一項、同三項、第三八条、同第四〇条、同第四二条一項、同第四四条、同第四五条二項）
- ④ 弁護士の懲戒に関する事項（同法第五九条乃至同六二条）
- ⑤ その他、司法修習生等に関する事項がある。

2 日本弁護士連合会の機構

日本弁護士連合会の機構としては、総会を最高の意思決定機関とし、執行機関として会長、副会長、理事によって構成される理事会があるが、別に常務理事会（会

長、副会長、常務理事によって構成される）で執行に関する常務を行なう。

会長は日本弁護士連合会を代表し会務を統理する（同法第五七条）。会長を補佐する者として事務総長、事務次長、事務局が置かれる（日本弁護士連合会会則）。

事務総長は会長の旨を受けて日本弁護士連合会の事務を掌理し、事務次長以下の事務局の職員を指揮監督する。

3 日本弁護士連合会の会則

弁護士法第四六条は、日本弁護士連合会がその目的に従って右に述べたような活動をするために必要な組織や運営に関する基本的規則（会則）を定めることを義務づけている。

制定事項は以下のとおりである。

- ① 名称、事務所の所在
- ② 機関と選任、職務権限、会議に関する事項
- ③ 入退会、資格審査に関する事項
- ④ 会員の綱紀に関する事項
- ⑤ 弁護士の報酬に関する標準を示す規定
- ⑥ 法律扶助に関する事項

⑦ 司法修習生に関する事項

⑧ 官公署に対する弁護士への推薦に関する事項

⑨ 会員の懲戒に関する事項

⑩ 建議・答申に関する事項

⑪ 会費、会計及び資産に関する事項

三 東京弁護士会の事務と機構及び会則

1 弁護士会の事務

弁護士法により、弁護士会に以下の事務が認められている。

① 弁護士の指導、連絡、及び監督（法第三十一条一項）

② 弁護士の資格審査、登録に関する事項（同法第九条、一二条、一三条）

③ 懲戒に関する事項（同法第五六条二項）

④ 弁護士の職務に関する紛議調停（同法第四十一条）

⑤ 官公署に対する建議・答申（同法第四二条二項）が定められている他、会則で定めるべき事項として規定されていることから、右日本弁護士連合会の会則事項に定められるのと同様の事務も行なう（同法第三三条二項）。

2 弁護士会の機構

弁護士会の機構としては、事務総長と同次長の点を除いて日本弁護士連合会のそれとおおむね同様である。

3 弁護士会の会則

弁護士法第三三条一項は、「弁護士会は、日本弁護士連合会の承諾を得て、同法で規定する左記の事項についての会則を定めなければならない。」とする。会則事項（同法第二項に定める）は次の通りである。

- ① 名称、事務所の所在
- ② 機関と選任、職務権限、会議に関する事項
- ③ 入退会、資格審査に関する事項
- ④ 弁護士名簿の登録に関する事項
- ⑤ 会員の綱紀に関する事項
- ⑥ 弁護士の報酬に関する標準を示す規定
- ⑦ 法律扶助に関する事項
- ⑧ 司法修習生に関する事項
- ⑨ 官公署に対する弁護士の推薦に関する事項
- ⑩ 会員の職務に関する紛議の調停に関する事項

⑪ 会員の懲戒に関する事項

⑫ 建議・答申に関する事項

⑬ 会費、会計及び資産に関する事項

第二 弁護士 of 事業者性と日本弁護士連合会、東京弁護士会 of 事業者団体性について

弁護士は医師や公認会計士とならんで典型的な専門職業従事者であるが、これが独占禁止法の事業者（第二条一項）に該たるか問題となるが、弁護士が法務務 of 提供者として業として経済的利益について取引を行ない、相互に競争が行なわれるものである以上、事業者に該たると考えられる。

特に、経済社会 of 現代化に伴い、弁護士 of 数も増大し、事件も大量化、平準化、定型化される傾向にあり、従って、業務活動が反復継続されて、ますます商業化傾向が著しい昨今において、弁護士を一般 of 事業者と異なる取扱をする理由は全く見いだせない。また、法務務 of 利用者（消費者）としても、多くの弁護士 of 中から、より専門的で、かつ、質 of 高い廉価な法務サービスを求めるものである。そして、弁護士 of 側でも、自己 of 利益を守るために弁護士報酬 of 低下を防止するために報酬基準を設けたり、広告制限等 of 活動規制をすることは、とりもなおさず、競争市場が存在すること of 証しである。そうである以上、弁護士を本法 of 事業者から排除する理由は全くない。

ところで、弁護士は公共的奉仕者であつて職務が荣誉あるものであり、個人的利益追求者とは異なるとか、高度の教養を要する知的な職業であることが強調され、そのことが、事業者性を否定することになるかのような見解があるが、業務の公共性や知的水準が高いことと、営利性、競争性とは相いれないものではない。このような見解は、要するに時代錯誤的なギルド社会の既得権を守るために、筋違いの公共性や倫理を持ち出すものであり、およそ法律家の理由づけにはなっていない。

次に、日本弁護士連合会と東京弁護士会が同法の「事業者団体」に該当するかどうか問題となる。

両団体とも、強制団体であり、弁護士法に基づく法人である。そして、弁護士は強制加入を義務づけられている。しかし、それは、もともと、弁護士が代言人から発展した一種の自治団体であるにもかかわらず、法治主義に取って重要な存在であることを法が認めた結果に過ぎず、そのことが、事業者としての共通利益を増進する団体であるという性格を失わせるものではない。

弁護士法第三条にある通り、日本弁護士連合会の設立目的が、「弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行なうことを目的とする。」と規定していることから明らかなように、弁護士会が事業者たる弁護士の共通

の利益を増進することを目的とすることは明らかであるから、事業者団体に該たると考えられる。

以上の点につき、公正取引委員会の事業者ガイドライン（昭和五四年八月公正取引委員会事務局）によれば、「一定の資格を有する者又は自由業に属する者については、それらの者が業として経済活動を行なう場合には「事業者」に該当し、その結合体は事業者として共通の利益を増進することを主たる目的とするものであれば事業者団体に該たる。」とし、さらに、公正取引委員会事務局経済部団体課編の「事業者団体の活動と独占禁止法」（平成五年七月二日発行九四頁以下）によれば、弁護士会などの「自主規制そのものは、専門職業に課せられた社会的使命の達成のための行動規範として合理的なものと考えられるが、自主規制により、業界の共通な利益を増進する一方、需要者の利益を不当に害する危険性は通常の団体と何ら異なるないことに加えて、

①「近時、経済の進展にともない、これら業界の経済活動としての機能が強まってきており、自主規制の競争制限的效果が問題となりつつあること」、

②「サービス貿易の自由化の要請の中で、これらの業界の閉鎖性が指摘され、制度・自主規制にかかわる国際的整合性が課題となっているが、米国等においては、これら業界の自主規制に対する反トラスト法の適用が強化され、自主規制の撤廃が大幅

に進んでいること」、

③強制加入という閉鎖性の強い団体なので、一層、会員の自由な競争を阻害しない配慮が求められていること等の事情にかんがみて」、

独占禁止法の適用の可能性のあることを明らかにしている。

以上から明らかかなように、弁護士会の自主規制に対しても独占禁止法の適用があることは明らかである。

第三 日本弁護士連合会と東京弁護士会の本法第八条一項一号違反行為

一 弁護士報酬に関する違反行為

1 弁護士法による弁護士報酬に関する規制について

弁護士法は日本弁護士連合会に対し、会則の中で「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」を設けるように義務づけている（同法第四六条）。

また、同法は、各単位弁護士会は日本弁護士連合会の承認を受けて会則を定めなければならず、その会則の中で、右同「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」を定めることを義務づけている（同法第三三条）。

ところで、右の法の趣旨と理由は次のようなものである。

①報酬を得る目的で業として法律事務を取り扱うことが弁護士の独占とされてい

る（同法第三条、同七二条）こと、また、弁護士の身分の取得にも嚴重な制限がある状況のもとでは、弁護士報酬の適正・妥当を確保する必要がある。

② 弁護士が、法の要請する基本的人権を擁護し社会正義を実現するという使命を全うするためには、国民が弁護士のサービスをより利用しやすくすることが不可欠であり、そのため、弁護士報酬について、その予測可能性を与える必要がある（以上は、日本弁護士連合会調査室編著による「条解弁護士法」三〇〇頁による）。

このように、法の趣旨が、弁護士がその独占的地位を濫用することを防止し、国民への法務サービスが利用しやすくするとともに、弁護士費用について国民に予測可能性を与えることにある以上、日本弁護士連合会の会則による「弁護士報酬に関する標準」は、その趣旨に適合した内容でなければならない。いやしくも「標準を示す」という法の趣旨を逸脱して価格協定に及ぶようなことがあれば、それは法によって与えられた弁護士会の自治の濫用であり、弁護士法第一条の「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という弁護士の法的使命に真つ向から反することになる。

したがって、日本弁護士連合会と東京弁護士会の報酬規程・会規が独占禁止法

に反するかどうかの検討をする前に、それらが右報酬に関する弁護士法の趣旨に反しないかどうかも検討しなければならない。以下にこの検討をする。

2 日本弁護士連合会・東京弁護士会の定める報酬等基準

①両会の報酬基準に関する規定

右弁護士法の規定を受け、日本弁護士連合会は会則第八七条は以下のように規定する。

・ 同条一項 弁護士は、その職務に関し、報酬として着手金、報酬金、手数料、法律相談料、鑑定料、顧問料及び日当を受けるほか、受任する事件又は法律事務の処理に必要な実費の支払を受ける。

・ 同条二項 前項の報酬及び実費の標準に関し必要な事項は、会規をもって定める。

また、東京弁護士会は、会則一一五条及び同一一六条で報酬基準につき以下のように定める。

・ 一一五条 会員は、職務に関して、着手金、報酬、手数料、法律相談料、鑑定料及び顧問料等の報酬並びに旅費、日当、宿泊料その他事件処理の費用を会規の定めるところにより、依頼者から受ける。

・一一六条 前条の報酬及び費用は、事件の難易、軽重及び依頼者の資力並びにその受けた利益等を考慮して、公正妥当と認められる金額とする。
但し、その標準に関する規定は、会規で定める。

このように、いずれも、報酬の具体的標準に関しては、会規の定めるところによるわけであるが、日本弁護士連合会は、会規としての報酬等基準規程（平成七年一〇月一日施行）（会規第二〇号）及び東京弁護士会は弁護士報酬会規（平成八年四月一日施行）によって、報酬に関する基準を定める。

右報酬会規が東京弁護士会所属の弁護士報酬の標準となる。そして、日本弁護士連合会の右報酬等基準規程は、全国の単位弁護士会が会則で定める報酬基準のに関する標準となるものであるから、直接弁護士に適用されるものではないが、弁護士に対しての拘束力を有する。

従来は、日本弁護士連合会の報酬規程の内容と東京弁護士会の報酬会規の内容はほぼ一致していたが、右報酬等基準規程の改正によって、一定の事件について、各単位弁護士会が異なる定めをしてよいと規定した。

② 「規程」及び「会規」の内容

日本弁護士連合会の報酬等基準規程の内容以下の通りである。

- ・ 第一章 総則
 - ・ 第二章 法律相談料等
 - ・ 第三章 着手金及び報酬金
 - 第一節 民事事件
 - 第二節 刑事事件
 - 第三節 少年事件第
 - ・ 第四章 手数料
 - ・ 第五章 時間制
 - ・ 第六章 顧問料
 - ・ 第七章 日当
 - ・ 第八章 実費等
 - ・ 第九章 委任契約の清算
- ・ 東京弁護士会の会規もおおむね同じ内容になっている。
- 右の内容は「報酬の基準を定める」というよりは、端的に料金表と行ってよいものである。すなわち、「法律相談料等」の項では、一般法率相談料が三〇分ごとに五〇〇〇円以上二万五〇〇〇円以下と決められている。
- また、民事事件の着手金及び報酬金の項では、経済的利益の額を基準として以下のように定められる。

経済的利益

着手金

報酬金

・ 三〇〇万円以下の部分

八%

一六%

・ 三〇〇万円を超え三〇〇〇万円

五%

一〇%

以下の部分

・ 三〇〇〇万円を超え三億円以下

三%

六%

の部分

・ 三億円を超える部分

二%

四%

右の着手金及び報酬金は、事件の内容により三〇%の範囲内で増減することができる。

また、破産や債務整理事件については以下のように定められている。

・ 事業者の破産事件 一〇〇万円以上（免責を受けた時）

・ 非事業者の自己破産事件 四〇万円以上（右同）

・ 非事業者の任意整理事件 債権者一件あたり四〜六万円（着手金と報酬）

債務減額報酬 減額した額の一〇%

（例えば一五社の債権者の債務整理で債務五〇〇万円を三五〇万円に減

額した場合、着手金・報酬の総合計は七万五千～一〇五万円となる。）

※右は東京弁護士会クレジットサラ金事件報酬基準（平成七年八月二
一日）及び東京三会統一基準による

他の事件、刑事事件 離婚事件、手形・小切手事件、保全命令申立事件、少年事件などにおいても、事件ごとに細かな範疇に分類して、それぞれについて、最低額と最高額を決めて料金設定している。例えば、刑事事件では、「事案簡単な事件」については着手金・報酬の額を四〇～一〇〇万円と定める。

③ 報酬等基準規程と報酬会規の弁護士に対する強制力について

右規程と会規は、いずれも会則に基づくものであり、その効力は会則と同じである。

ところで、前記のように、弁護士法は弁護士に会則の遵守を義務づけている。そして、会則に違反する行為は懲戒処分の対象となる（同法二二条、同五六条）のであるから、会則の定めは単なる訓示規定ないし精神規定にとどまるものではなく、強制力を有するものと考えられる。

実際、旧日本弁護士連合会報酬等基準規程では、「弁護士は、所属弁護士会の定める報酬規程を遵守し、その最低額未滿をもって事件等を取り扱う旨の表示又

は宣伝をしてはならない」（同規程九条）と定めていた。しかし、この規定は、平成七年の報酬規程の改訂で、「会則に根拠があり、その委任により定められた報酬規程を遵守することは弁護士法二二条に照らして当然である」として削除された。

ちなみに、東京弁護士会会則では、「弁護士報酬会規に違反して、事件を受任する旨を宣伝、広告または標榜すること」を禁じている（会則第二五条二項）。右のような規制の内容からすると、報酬に関する「規程」も「会規」も弁護士に対して強制力、拘束力を有することは明らかである。特に、弁護士というものは、規則や秩序にひとときわ敏感であるうえ、しかも、同業者間で摩擦を起こすような行動は厳に慎む傾向が著しいので、右のような規程は、事実上もかなりの強制力を有していることは間違いない。

3

右報酬基準についての規定が弁護士法に抵触するかについての検討
まず、右のように、具体的に金額を定めること自体が「報酬の標準」を定めることになるかが問題となるが、価額の標準を金額で示すということは、国民に予測可能性を与えるという意味では一応の合理性があるから認められると考えられる。しかしながら、右のように、かなり高めの金額を設定して、しかも、民事事件に

関しては基準額の三〇%以内の増減しか認めないというのは問題がある。一般社会には右の弁護士報酬の最低限の額でもきわめて高いという認識がある。従って、予測可能性の点はさておくとしても、明らかに、国民が利用しやすいようにするという法の目的に反する結果になっている。

そして、さらに問題なのは、高額の最低報酬基準を設定しておきながら、それを、弁護士に対して会則違反を理由とする懲戒請求権を背景に強制しようとしている点である。そうなると、その目的は、国民のためではなく、事業独占者の既得権を守るための価格統制にほかならないことになり、明らかに法の趣旨・目的に反することになる。

4 右報酬等基準規定と報酬会規の独占禁止法八条一項一号該当性の検討

①公正取引委員会の見解

前記公正取引委員会のガイドライン（昭和五四年八月公正取引委員会事務局）において、「価格は、本来、事業者の公正かつ自由な競争を通じて形成されるべきものであり、事業者団体がこれに関与することは、事業者団体の諸活動の中で独占禁止法上の問題とされる可能性が最も高いものである。」、「事業者団体に価格制限行為は、理由の如何を問わず違反とされる。」とする。

また、前記の公正取引委員会事務局經濟部団体課編「事業者団体の活動と独占禁止法」（平成五年刊九九頁）では、「専門職業の報酬の基準については、事業者団体ガイドライン上は価格に関する行為であり、専門職業の報酬として法定されている趣旨は勘案する必要はあるものの、独占禁止法上問題のない形で限定的に運用されるべきであると考えられる。各種業法において標準報酬や報酬が法定事項となつて、報酬の基準を金額で定める場合、最低基準や目安として標準金額を定めるものについては、通常の団体や医師会と同様に、独占禁止法上問題となり得るといふ観点から検討する必要がある。」とする。そして、最高限度額を定めることが法定されているものについて、「消費者等の需要者の利益を不当に害さないため、過大なものを防止するものであれば問題ないが、相当の価格により、良質のサービスを提供することを制限するような運用がなされないようにしなければならない。」としているが、この考えは、弁護士法にもとづく「報酬の標準」を定める場合にも適用されなければならないと考えられる。

② 報酬等基準規程及び報酬会規の弁護士業務および法役務市場におよぼす影響

(i) 弁護士に対する競争の実質的制限

経済的利益の額の応じて着手金、報酬額をその割合的に高めに設定し、しか

も、その増減の許容範囲を金額の三〇%という比較的小さい範囲で定めるのは、事業者たる弁護士に対する著しい価格制限行為である。しかも、これに違反することは会則違反として、懲戒処分の対象になるとというのが日本弁護士連合会、東京弁護士会の公式見解であるので、それによって、報酬価格の遵守を強制していることになる。これは、法役務提供事業者たる弁護士の自由競争を著しく制限するものである。

加えて、後述のように日本弁護士連合会の会則と規程及び規則で事実上広告が禁止されているので、事業者が廉価で良質のサービスを提供しようとしても事実上それは困難であることから、これによる競争制限はさらに強化され、事実上、全国の弁護士に非競争を強いる結果になる。

(ii) 弁護士と顧客におよぼす影響について

一般に、法律事務所には報酬会規が掲げられることが多い。そして、弁護士は顧客から着手金や報酬のことを尋ねられると、報酬規定を示して説明する。そして、経済的に余裕のない顧客に対しては、許容範囲の最低限を金額を示して、着手金の額とすることが多いようである。

社会一般的な認識として、弁護士報酬は高いという印象が強いようである

が、顧客が弁護士に、「弁護士会の決まりです。」といわれると、顧客は他の弁護士も同様と考え、あきらめざるを得ない。顧客には、せいぜいその弁護士に基準の最低額で受任してもらうように交渉する余地しか残されていない。その意味で顧客から弁護士選択の可能性は奪われている。

また、一部国民の間に、弁護士報酬は法律でそう決まっているという誤解もあるようである。

ちなみに、日本弁護士連合会の一九九〇年の実態調査によると、七割以上の弁護士が報酬規程の枠内で報酬を決めていたことが明らかになっており、したがって、報酬規程の実効性はきわめて大きいものがあると考えられる。

弁護士の側からいうと、他の弁護士とほぼ横並びであるので、より良い、廉価なサービスのための努力をする必要がない。むしろ、廉価なサービスをすることは会則及び弁護士倫理に反するのである。そして、一定の数の顧客を確保しておけば、収入の予測もつき生活も安定する。そこでいきおい少額事件や経済効率の悪い事件は受任しない傾向を生みやすい。

顧客の側からすると、報酬規程の定める着手金の支払能力がないと、事件依頼を断念せざるを得ない。また、少額事件では弁護士の援護は事実上期待でき

ないのが実情である。

(iii) 法役務市場への影響

法役務市場という視点で見ると、報酬規程と広告規制があいまって、次に述べるように消費者の利益は著しく害されていると同時に、それによってもたらされる司法の機能不全により国民経済にも重大な影響を与えている。

すなわち、国民のニーズに応じて弁護士が社会経済の変化と発展にふさわしい業務改革と市場獲得の努力をするというより、弁護士の都合に合わせた固定的なマーケットを守るだけであり、これに受け入れられない国民が法役務を受ける機会を奪われている。

能力のある団体や個人は、弁護士以外に有効な解決のチャンネルを求めるところができるが、そうでない人は、泣き寝入りであきらめるか、企業や地域社会等での不満足な解決に甘んじざるを得ない。

見逃せないのは、法律問題を抱えた人たちが、弁護士に依頼することをあきらめて、暴力団関係者やいわゆる非弁行為を専門とする「事件屋」に依頼して、民事介入暴力事件に発展したり、「事件屋」が不当な利益を収める結果になっていることである。

例えば、昨今未曾有の経済低迷のあおりで多重債務の問題が深刻な社会問題になっており、破産者予備軍が全国で百万人とも百五十万人とも言われている。さらに、リストラや給料切り下げなどで、住宅ローンやクレジットカード、サラ金ローンなどを抱えていた多くの人たちが支払困難になり、いわゆる債務整理の必要がある人の数は数百万人にも達すると思われる。

ところで、報酬規程、報酬会規によれば、個人破産事件の報酬額（着手金と報酬の合計）は最低四〇万円である。個人の債務整理についても、一〇件程度の債権者の事件でも同最低四〇万円である。債権者の数によってはさらに大きな額になる。

多くの多重債務者が右のような高額な弁護士費用を聞いただけで、弁護士に依頼することを断念して、「債務整理、一本化」と名乗る詐欺師や悪徳高利貸しのもとに走ることになる。そして、その結果、さらに借金を増やし破産に追い込まれる。しかし、破産に追い込まれても、破産の弁護士費用の高額なため、これまた、破産手続すら取れず債鬼の追求に苦しむことになるのである。

一方、弁護士の方では、このような高額な報酬が保障されているので、せいぜい年間五〇件程度の破産や債務整理事件を手がけるだけで十分な収

入が得られる。ということとは、現行、限られた数の弁護士が事件を処理する能力は全国でせいぜい十万件にも満たない数であると考えられる。そうすると、前記のような数百万人の潜在的顧客に対して日本の弁護士が法役務を提供することは不可能であるということになる。

このように、弁護士は高い報酬に安住して事件処理件数を増やそうともしないし、また、その必要性も感じない。弁護士一人に事務職員一ないし数名という典型的な法律事務所においては、事務処理能力にも限界がある。また、実際、事実上広告が禁止されているので、顧客の数を増やすことにも限界がある。結局、圧倒的多数の問題を抱えた消費者が法役務の提供を受けられない結果になっているのである。

もし、報酬規程の拘束がなく、しかも、広告規制がなかったら、破産や債務整理のような定型事件では、法律事務所が訓練された事務職員を多く抱えてコンピュータによる処理の効率化を図れば、一件当たりの事件処理コストを大幅に削減して弁護士報酬を大幅に下げることによって事件の大量処理が可能になり、全国の多重債務者を効果的に救済することができるのである。

価格の競争を自由にすることによってはじめて弁護士は数百万人のマーケッ

トのニーズに応じて業務改善とコスト低減の努力をして、経済社会のニーズに応えることができるのである。

右は、一つの例であって、他の事件領域においても、全てあてはまることである。

(iv) 報酬規定の広告を禁止することによる弊害

報酬規程は一般国民に弁護士費用に関する予測可能性を与えるべきものである。しかし、実際は、後述のようにそれを弁護士が一般に広告宣伝することが禁じられているから、国民は弁護士費用に関する予測可能性を奪われている。そのことが、「弁護士費用は高い。いくら取られるかわからない。弁護士は敷居が高い。」という国民の認識を生み、結果として国民の弁護士に対するアクセスを妨げているのである。

それは、弁護士会が、高い弁護士費用を一般に事前に知らせることによって国民の反発を買うことを防止しようという狙いに出たものと考えざるを得ない。

ちなみにこの点につき日本弁護士連合会は、「弁護士報酬に対する不安が、一般国民を弁護士から遠ざける大きな原因であることは、つとに指摘されると

ろであるが、弁護士報酬基準全般については、日弁連合や弁護士会において広報すべき事柄であること、相談料のほかに顧問料を加えることについては、信頼関係の上に立つ顧問関係について広告得ることは好ましくないとして否定的意見が強かったこと、鑑定料もその意味が一般になじみが薄いために必要性に乏しいことから、相談料の額の表示のみを認めることにしたものである。したがって、着手金や報酬金を広告することはできない。」（日本弁護士連合会庁室刊「弁護士広告規定の解説」二三頁）と説明している。

しかし、日本弁護士連合会の広報がどれほど効果があるのか甚だ疑問であるし、また、実際日本弁護士連合会が弁護士報酬のことを正しく国民に伝えるための真摯な努力をしてきたということは寡聞にして聞かない。

（Ⅴ）総括

以上のように、報酬規程、報酬会規は、弁護士法の趣旨を逸脱した価格カルテルであり、しかも、事業者たる弁護士に対する懲戒処分という弁護士の身分の剥奪・制限を伴う強制力で実効を確保しようとするものである。しかも、その価格は、高水準でしかも硬直的であり、利用者たる個々の国民に対しても多大の不利益を与えると共に、法務市場を著しくせばめることによって、憲法の保障する

国民の基本的人権を損ね、法の支配を危うくする結果になっている。

従って、右は明らかに独占禁止法八条一項一号に違反する。弁護士法一条は、弁護士の使命として「基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること」を規定しているが、日本弁護士連合会及び東京弁護士会は、法務提供の独占者としての立場を濫用して、弁護士法の趣旨を逸脱して、不当な価格カルテルを行ない、国民の基本的人権及び国民経済に対して計り知れない打撃を与えているのである。

二 広告規制に関する独占禁止法違反行為

1 弁護士法の弁護士広告に対する態度、弁護士広告の歴史的沿革

弁護士法には、広告規制についての規定はない。

弁護士広告についての歴史的沿革を述べると、代言人時代には、広告は自由であり、明治二六年に弁護士制度が法定された以降も同様であった。ただ、一部の地方弁護士会で、これを規制しようとする動きがあったが、一般的な規制には至らなかった。

そして、戦後になり、まず日本弁護士連合会は弁護士倫理を定めて、抽象的な表現で広告禁止措置を取ったが、実効的ではなかった。そのため、昭和四四年に、理事会決議で、弁護士会長の許可があった場合を除き弁護士の広告は原

則として禁止することを宣明した。ただ、このような決議だけでは拘束力に欠けるので、あらためて昭和六二年会則第二九条の二を新設して、次のように定めた。

・ 一項 弁護士は自己の業務の広告をしてはならない。

・ 二項 前項の広告に関し必要な事項は、会規及び会則をもって定める。

これによって、日本弁護士連合会による強制力を伴う事実上の全面広告禁止が確定したわけである。

このように、沿革的に見て、弁護士広告は基本的に自由であったのであり、弁護士法も弁護士の広告規制には触れていない。法文の不存在と歴史的沿革からみて、弁護士法は広告の自由を認める趣旨と考えられる。

これに対して、広告規制については弁護士自治の専権事項であるとの考え方もあるが、弁護士制度が、国民のために利用しやすい司法の重要な一環を担うものである以上、国民の権利や社会経済の利益を侵害するような不当な規制をなすことは、弁護士自治の名のもとに私利的独占既得権を守るためとの非難は免れない。しかも、高度情報化社会の入口において唐突に規制が強化されたのは、時代に逆行する誤った措置であったと考えられる。

ちなみに、独占禁止法の母国アメリカ合衆国においては、弁護士広告について、一九七七年に連邦最高裁判所が下した「ベイツ判決」がきっかけとなって、広告の解禁に向かった。その判決は当時日本の法曹界でも大いに反響を呼んだものであるが、日本では、不思議なことに、逆に、広告規制が強化される方向で日本弁護士連合会の検討が進んでいたのである。

2 会則、会規、規則による広告規制

会則二九条の二の規定については右に述べた通りである。そこで明らかように、広告に関し必要な事項は会規及び規則で定めるとされているのである。そこで、会規及び規則の規定を概観してみる。「弁護士の業務の広告に関する規程」では、弁護士が広告できるのは次に事項に限られる。

・規程三条 弁護士は次の事項に限り、広告することができる。

- 一 氏名及び住所
- 二 自宅の電話その他これに準ずるものの番号
- 三 事務所の名称、所在地及び電話その他これに準ずるものの番号

四 所属弁護士会

- 五 弁護士登録の年月日
 - 六 生年月日、性別及び出身地
 - 七 学位
 - 八 公認会計士、弁理士、不動産鑑定士もしくは海事補佐人の登録をしているとき、又は外国弁護士に予得る法律事務の取扱に関する特別措置法にいう外国弁護士の資格を有する時はその表示
 - 九 取り扱う業務―規則で業務の表示方法が限定されていると同時、「専門」等の表示をしてはならない」としている。
 - 一〇 事務所における執務時間
 - 一一 自己の所属する弁護士会の報酬に関する規程に定める法律相談料の額
- ・規程四条
- 一 弁護士は、次の各号に定める媒体によってのみ広告することができ
 - 二 看板
 - 三 挨拶状

- 四 事務所案内及び事務所報
- 五 同窓会等の団体の会報及び名簿
- 六 日本電信電話株式会社等の発行する職業別電話帳
- 七 新聞、雑誌その他の定期刊行物

※規則第九条一項は、「新聞、雑誌その他の定期刊行物による広告は、次の時期に行なわれる広告特集につきその都度同一の刊行物につき一回限りとする。」と規定する。

- 1 年賀
- 2 暑中見舞
- 3 憲法記念日
- 4 法の日
- 5 出身地又は住所の存する地域の記念日
- 6 母校特集の日
- 7 日本弁護士連合会、弁護士会連合会若しくは弁護士会が企画し、又はこれらの行事があった時
- 8 その他右に準ずる特定の時期

すなわち、いつでも広告申込みをして掲載することができるわけではなく、所定の広告特集が組まれた場合にのみ広告することができただけである（日本弁護士連合会調査室）。

また、東京弁護士会は、会則第二五条で、「品位を害する行為の禁止」として広告を禁止している。同条一項では「連合会もしくは当会の定める広告に関する会則、会規又は規則に違反して広告すること」、同二項で、「弁護士報酬会規に違反して、事件を受任する旨を宣伝、広告又は標榜すること」を禁じているのである。

この趣旨も、日本弁護士連合会の規制と同様である。

3 日本弁護士連合会のいう広告規制の理由とその問題点

日本弁護士連合会は右の「弁護士広告規程の解説」の中で、広告規制の理由について次のように述べている。

① 弁護士は、国政に参与すると同様の公共的な奉仕者であって、その職務は荣誉ある職務である。したがって、商業その他の業種に従事する個人的な利益追求者と異なる。紳士である弁護士が、互いに依頼者獲得の競争をするために宣伝広告することは慎むべきである。

② 弁護士職務は、高度の教養を要する知的な職であるから、客引きのために宣伝広告することは、弁護士の職を冒瀆し、品位を低下させるものというべきであり決してなすべきでない。

③ 弁護士が互いに宣伝広告をして客集めをする時は濫訴の弊を生ずる。

④ 弁護士が宣伝広告する時は、一般人は弁護士に対する尊敬の念を失うに至る。

以上の点であり、前記東京弁護士会の会則や弁護士倫理（平成二年三月二日臨時総会決議）からすると日本弁護士連合会と東京弁護士会の基本的立場は変わっていないものと考えられる。

そこで、右の論拠について批判的検討を加える必要がある。

まず、①の点について、荣誉ある職務であるというのは、職業に貴賤なしという日本国憲法で規定する平等観からすると、きわめて古めかしい封建的な考えであり、およそ、基本的人権の擁護者であり社会正義実現の担い手である弁護士のいうことではない。

また、個人的利益追求者であることを否定することはそれ自体では正しいことであるが、そのことと、自己の業務のあり方を他に正しく伝えること、同業者と正当な方法で切磋琢磨して良質の廉価なサービスを目指すことは矛盾しない。むしろ、

後者は、大いに奨励されるはずである。

そもそも、競争や切磋琢磨がなければどんなに優秀な人でも進歩や発展がなく、エリート自己満足に埋没して、世の中から相手にされなくなるばかりか、かえって社会的に有害な存在となることは、歴史が語っているところである。

②の点については、高度の教養と知的な職という点では、他の多くの業務も同様であり、特に弁護士だけがぬきんでているわけではない。また、高度に知的な職業と宣伝は両立するはずである。むしろ、そのような能力を社会に役立てようと思えば、正しくその存在を伝えるために宣伝がどうしても必要である。

③については、弁護士へのアクセスの道が広く開かれた結果、依頼者が正当な権利行使を行なうものであれば、それは濫訴とはいえない。法の支配の実現のためには、それは必要なことである。濫訴になるかどうかは、依頼した時点における弁護士の判断とアドバイスにかかっているものであって、それを広告を規制する理由としてあげるのはまったく的はずれである。むしろ、弁護士の広告が禁止されることによって、濫訴どころか、正当な提訴行為自体も制限されていることこそ問題なのである。

④については、一般人は、弁護士がどこにいて、どのような能力と専門知識を有

するかを広告で正しく知ることができるのであり、そのことによって、逆に弁護士
の尊敬の念が高まると同時に、自分の事件にふさわしい弁護士を見つける機会を与
えることになるのである。自らの存在と能力を明らかにしないから尊敬されるとい
うのは、弁護士の存在を仙人のような非社会的存在でとらえる空虚な考えである。
そもそも、宣伝をする人を軽蔑するというのは、きわめて前近代的な考えであ
り、情報化社会の現代では全く通用しない考えである。古色蒼然とした時代遅れの
エリートのである。

⑤については、そのような広告のあり方こそ規制すればすむのである。そもそ
も、「紳士」で「荣誉ある職務にあつて」、「高度の教養を要する知的な職」にあ
る弁護士が、そのような「虚偽・誇大広告」を誘発するとは考えにくいのである。
まったく矛盾する考えである。

その他に、宣伝広告を許せば、弁護士業務の経費増大につながり、結果として弁
護士報酬の高額化をもたらすという考えもある。しかし、常識的にみて、コストを
顧みない宣伝広告はありえないことである。「高度に知的」な弁護士であればなお
さらである。

そして、広告によって顧客数が拡大し、それが、コスト引き下げにつながる。ま

た、顧客層の拡大は専門化を促し、それもコスト引き下げ要因となるであろう。現代のマーケティング理論からすると、それは自明のことである。

以上のように、日本弁護士連合会のいう理由にはいずれも正当な根拠はない。

三 広告規制は独占禁止法第八条一項一号違反である。

1 公正取引委員会の「事業者団体ガイドライン」の広告規制について指針

右ガイドラインは、「営業の種類、内容又は方法に関する行為」（広告を含む）は、構成事業者の競争手段としての要素があり、かつ、顧客の利便等需要者の利益に係わるものであるため、これらを制限することは、（独占禁止法）違反となる恐れがある」とする。

そして、参考例として、「広告の内容又は方法を制限すること。」は、「構成事業者競争手段を制限し、かつ、需要者の利益を害することになるものは」、独占禁止法第八条第一項一号、同四号違反となると明確に述べている。

また、前記公正取引委員会事務局経済部団体課編の、「事業者団体の活動と独占禁止法」によると（同書一〇〇頁以下）、「専門資格を有する専門職業については、広告・宣伝・勧誘に係る自主規制が法定されているものが多いが、この趣旨は、当該専門職業の広告等利用者に与える影響の大きさにかんがみ利用者の利益を不当に

害さないため業者選択に適当な内容のものとするためのものと考えられる。一方、業界の競争を促進し、需要者が良質廉価なサービスを受けるために必要な業者の情報提供される必要があることにかんがみると、広告媒体、広告回数、報酬、経歴、業績等を含む広告事項の制限を行うことは法の目的を超え、一般的に競争手段を制限するのみならず、情報の不足により需要者の利益を害するものであり、独占禁止法上問題となるおそれがある。」と述べている。

そして、「独占禁止法上問題がないのは、顧客のミスリードを防ぎ、虚偽、誇大にわたる内容の広告等を規制するものや、弁護士における対人勧誘や公認会計士の監査等の際成功報酬等広告等の方法が顧客に不当な不利益をもたらす恐れが強い広告等を規制するものなど例外的なものに限られる。」としている。

以上の公正取引委員会の判断基準に照らすと、弁護士の広告規制は、前述したように、事実上全面禁止といえるものであり、弁護士業務への極端な制限であり、同時に需要者たる国民に対しても法律サービスに対する著しい情報不足をもたらして不利益を与えるものである。

2 広告制限による具体的な弁護士業務への制限

事実上広告が全面的に禁止されていることによって、弁護士が顧客を獲得する方

法は、知人や従来の顧客からの紹介に限られる。

したがって、当該弁護士がどのように他に抜きんでた専門知識、経験、能力を持っていても、それを消費者一般に知らせる方法は口コミでしかない。しかも、口コミは、不確かであり、顧客に正確な判断資料を提供するものではないし、情報伝達方法としては限界がある。従って、弁護士は本来自由独立の存在であることを期待されながら、実際は、圧倒的多数の弁護士が、経営者弁護士（ボス弁護士）のもとで、長期間サラリーマン弁護士を続けるか、政党系の「合同事務所」でパートナーとして、共同で弁護活動をやるか、独立して細々と紹介に頼った零細事務所を構えるかの選択を迫られることになる。

このようにして、弁護士は自由業ならぬ不自由業になるのである。

そこで、日本の弁護士の業務の一般的姿を概観すると次のようになる。これらが、日本の法役務市場を独占する弁護士の実態である。

① 勤務弁護士になって、給料をもらいながら経営者弁護士（いわゆるボス弁護士の事件を処理しながら、やがて事務所に対する貢献が認められるようになる）パートナーになる。このような事務所はおおむね大企業や企業グループなど多くの企業の顧問業務を行っており、その企業、関連企業、社員などが顧客とな

る。

②勤務弁護士を一定期間経た後、一定程度自分の顧客を獲得した時点で、ボス弁護士の許可を得て独立する。その場合に、ボス弁護士から一種の暖簾分けをしてもらって、以降、ボス弁護士の事務所と兄弟事務所として、ボス弁護士の関連企業などの事件を主に扱い、いわば系列事務所となる。ボス弁護士とは弁護士会の派閥の一員として結ばれていることが多い。事件をもらうことと弁護士会の派閥業務が不可分の関係にあるのである。

③ボス弁護士事務所とは無関係に、自ら開拓した顧客をもとに独立を図る。その後は、さまざまな会合など（ライオンズ倶楽部や商工会議所、PTA、同窓会など）にまめに顔を出して、自分の存在を売り込むという涙ぐましい努力をして顧客を獲得する。法律家としての能力というよりは、人当たりの良さが勝負であるといわれている。

④新人からいきなり、政党系の事務所にパートナーとして入る。このような事務所は全国各地にいわゆる「合同事務所」として大所帯を抱えていることが多い。特に、東京や大阪などの大都市部では、十名前後から数十名程度の大規模事務所になっており、ほぼ選挙区に応じて全国津々浦々、全地域をカバーしている。弁護

士は、政党、国会議員、地方議会議員、商工団体、借地借家人組合、婦人団体、高齢者団体などに黨員として、あるいは支援者として、それらが主宰する無料法律相談会や講演会、学習会などを通じて、事件を紹介される。

政党にとつても弁護士はきわめて力強い味方であり、党勢の拡大にも大いに寄与しているわけである。

このような大きな固定的な事件紹介ルートを持っているので、弁護士も経済的には比較的恵まれており、弁護士会活動や大型人権事件や政治的事件にも積極的にかかわる余裕がある。東京だけでも数百名規模の弁護士がこれらの事務所に所属していて、日本弁護士連合会や東京弁護士会の運営に絶大な影響力を持っている。

⑤ 地方の弁護士過疎地域では、最初から独立開業も可能である。これらの地域は弁護士の数が人口比で極端に少なく極端な弁護士不足状態にある。しかも、弁護士は地方の名士であるので、広告の必要性はさほど認識されていない。

日本においては、一般事件を取り扱っている大規模法律事務所は、政党系事務所を除いてきわめて少ない。渉外関係（国際取引）の事務所は、仕事の性格上大規模事務所が多い。その他の圧倒的多数は弁護士一人ないし数名で事務員一人ないし数名程度

の零細事務所経営を余儀なくされている。

大企業や企業グループは長年にわたって特定の法律事務所との結びつきが強いので、新規参入弁護士が入り込む余地は極めて小さい。政党系事務所や企業関係の事務所と関連のない弁護士は、知人、友人、従来の顧客を通じて□コミで細々と顧客を獲得している。それでも、弁護士は年間一定程度の数の事件をこなせば、事件報酬の最低額が高めに設定されているので、生活に窮することはないというのが実情である。

以上で明らかのように、弁護士社会の実態は、自主独立の社会ではなく、中世ギルド的なきわめて前近代的は閉塞社会である。強大な既得権を有する企業関係事務所と政党系の事務所が多く、の弁護士を抱え込み、サラリーマン化させて、利益追求と政治的目的に奉仕させる構造になっているのである。

しかし、その支配に服さなくとも、圧倒的多数の弁護士は、独占的地位を保障されて一定の生活は保障されているのである。

以上、名誉職、公共的存在の名のもとに弁護士は厳しく競争を制限され、そのために、社会のニーズに応じたあるべき業務が著しく制限されているのである。そのことによって、弁護士の「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という役割行使が著しく制限されているといっても過言ではない。

3 広告制限による国民及び国民経済に与える影響

広告制限による国民の被害は以下のようなものである。

① 広告規制によって、国民は自分の法的問題を解決するにふさわしい弁護士を選
択する権利を奪われている。

日本弁護士連合会には、全ての弁護士は同格で同じ能力がある榮譽ある紳士であるという前提に立つが、これは虚構であり、まったく非常識な考えである。

特に、土地取引や相続などの伝統的な事件ならいざ知らず、最近では、金融事件、医療過誤事件、国際取引事件、国際人権事件、公害・薬害事件、製造物責任事件など、複雑で特殊専門的知識を要求される事件が多発している。そして、これらの分野を得意として取り組む弁護士が多く見られるようになってきている。

しかしながら、顧客にとって、これらの事件解決に適格な弁護士を見つけることは極めて困難である。弁護士会の紹介に頼っても、弁護士会はそのようなサービスを行っていない。むしろ、他の弁護士に遠慮してそのようなサービスには否定的である。逆に、会則では弁護士の専門を公表してはいけないことになっているのである。そのようなことをすれば、懲戒処分の対象になるのである。

結局、被害者が泣き寝入りをしたり、稚拙な弁護活動により正当な被害回復が

なされない結果になることが多いのである。

日本では、大規模詐欺事件など消費者被害、金融被害、薬害、医療過誤などが後を絶たないのは、弁護士広告の禁止によってもたらされたものと断じてよい。

②市民に弁護士に関する情報がないので、市民は弁護士にアクセスすることができず、そのため、弁護士法（同法第七二条）で禁じる弁護士でない者による非併行為が蔓延している。昨今多重債務者に関し問題となつている「提携弁護士」の問題がその典型である。すなわち、多重債務者は弁護士に依頼しようにも弁護士を知らないのです、これに目をつけた「事件屋」や金融業者が、弁護士から紹介手数料を取って顧客を紹介するというものである。

実は、従来から、非併行為の問題は弁護士広告禁止体制のもとでは、弁護士会のタブーであつたといつても過言ではない。いわゆる「稼ぎのいい弁護士」の回りには、しばしば紹介屋の存在が噂されるのである。単位弁護士会が行なう「弁護士倫理研修」においても、この紹介の問題は避けて通れない課題である。

というのは、弁護士の広告が禁じられているので、弁護士は基本的には紹介によつて顧客を獲得する。そうなると、紹介を業とする者が出てくることは理の当

然である。もともと世話役やいわゆる顔のきく人が、弁護士を紹介してお礼を受け取ることが昂じて業となることが多いといわれる。このような人は有能な弁護士を知っていることを吹聴して、事件集めをして弁護士に事件を紹介するのである。

弁護士費用を込みで莫大な紹介料と取ってその一部を弁護士に渡すこともよくあるようである。弁護士も、そのような者と関係を持つと安定して金になる事件が入ってくるので、紹介屋が不当な利益を収めていることは見て見ぬふりをして、持ちつ持たれつの関係になるといわれている。

しかし、弁護士倫理では、その問題には目をつぶっている。自分（弁護士）が紹介者に紹介料を払わなければ、また、業として行なっていなければ弁護士法に抵触しないというのが弁護士会の考え方である。

当職の経験から、「業として」ということを立証するのはきわめて難しいのである。しかし、国民（顧客）から見たら、あるいは、リーガルサービスの健全性からみたら、両者は同じく実質的には違法である。

実は、このような有償の弁護士紹介行為は、事件屋の世界ではごくありふれたことであり、多くの弁護士がそのことに目をつぶって事件を受任しているのが実

態である。

このような実態が、社会一般の弁護士信用を落とし、さらに、弁護士に頼むのは難しいし高くつくという認識を社会に植えつけて、ますます弁護士を国民から遠ざける結果を招いているのである。

③報酬に関する広告が禁止されることによって、国民は弁護士費用に関して不安感を抱き、弁護士から遠ざからせる結果になっている。

④離婚事件、破産事件、債務整理事件などの百万件単位で存在する定型的事件については効果的な宣伝によってはじめて大量迅速かつ廉価による事件処理が可能になる。

4 広告禁止による法役務市場の前近代性

広告禁止によって、国民各層の弁護士に対する信頼はきわめて低く、そのため、日本の法役務市場は本来的な役割を果たしていない。昨今の国民に利用しやすい司法の必要性が叫ばれ、司法改革論議が盛んであるが、全法曹（弁護士、裁判官、検察官）の八割以上を占める弁護士制度の改革なしに、司法改革はなし得ないのである。

問題点として次のような点が指摘できる。

①弁護士が国民になじみがないので、国民の大多数が弁護士を法的問題の解決手段

として当てにしていけない。例えば、日本弁護士連合会の調査（昭和六〇年）によると、法的問題に遭遇した人のうち、弁護士に相談したとする人はわずか二、八%にとどまる。

② 弁護士が市民にアクセスできないので、いきおい弁護士の扱う事件数は限られてくる。日本の弁護士の扱っている事件の数は世界的に見てきわめて少ない。しかも、その大半が訴訟事件、しかも単純な不動産や債権回収事件に偏っている。弁護士の本来的業務である予防法学的な取り組みがきわめて立ち遅れている。

③ 業務形態の前近代性と閉鎖性から、日本の弁護士の大多数が企業経営に関する現代的な法律問題に関しての処理能力に欠ける。そのため、企業関係者や官庁が弁護士を信頼していないので、内部に法務室を設けて、経済界のニーズにあった法律専門家を育成して、法律的日常業務を処理している。あるいは、国際企業であれば外国の法律事務所に依頼するケースが多い。

④ 交通事故処理に始まって、財産管理（信託業務）、債権取立（サービサー業務）など多くの現代的な巨大法務市場において、大企業や業界団体などの非弁護士が弁護士の本来的業務に進出して、次第に弁護士の業務を浸食している。

⑤ 扱う事件数が限られていることから、弁護士の圧倒的多数が個人的零細事務所

あり、効率的、合理的、迅速かつ廉価な法務サービスを提供することが困難である。その意味では、専門化という点でも、渉外（国際取引）関係を除けば著しく未分化状態である。

⑥⑤の状態から必然的に、大多数の弁護士が他の領域の専門家（公認会計士、医者、科学者、建築家、不動産鑑定士）などとの協力関係が希薄である。

⑦弁護士報酬の高額さと事実上の広告禁止、さらには、弁護士業務の前近代性によって、弁護士の援助が必要なケースで、それができずに数百万件以上のケースが放置されていると考えられる。

⑧最後に、日本では極端に社会での弁護士の影が薄い。政治、行政、企業の世界で見ると活動が少ない。諸外国に比べて驚くほど弁護士で政治家の数少ない。もちろん、官僚とも大企業とも殆ど無縁である。これは、先に述べた日本弁護士連合会の古色蒼然としたエリート弁護士像の反映といつて言い過ぎであろうか。

わずかに、裁判の分野、特に、えん罪、公害、薬害などの分野での活動が目立つ程度である。しかも、それらの事件の殆どが政党系の弁護士によって担われているという実態がある。一見すると、人権の分野において弁護士の大きな貢献があるように思えるが、実際は逆である。政党系の弁護士たちは、政治過程や行政

過程に働きかけて創造的に問題を解決していく手法を取らない。それは、その政党自体が議会や行政で孤立していることと無縁でない。そこで、弁護士は裁判での決着を目指すことになる。しかし、裁判での決着は時間がかかるし、その間、立法や行政は動かなくなる。結局、重大な事件侵害や環境破壊が長期間放置されることになるのである。

諸外国では、弁護士の活動は紛争予防的な活動と並んで、法律専門家として民間にあって政策決定過程に深く関わって、法の支配に大きな貢献をしている。しかるに、日本の弁護士は、詳述したように、閉鎖社会に閉じこもり、前近代的な手法で訴訟事件に忙殺されることで、国民と憲法が期待する人権や環境の守り手であることを忘れた観があるのである。

広告禁止によって弁護士が国民から遮断されることは、このように、民主主義の根幹にかかわる問題も引き起こしているのである。

5 弁護士広告規制に関する総括

以上のように、日本弁護士連合会、東京弁護士会の広告規制が、独占禁止法第八一条一項一号に違反していることは明らかである。

第四 結語

以上詳細に検討した結果で明らかのように、日本弁護士連合会及び東京弁護士会が会則で行なっている報酬に関する価格統制及び広告規制は、独占禁止法第八条第一項一号の法務市場における競争を実質的に制限して、一般消費者の利益を著しく害し、国民経済の民主的で健全な発達を阻害するものであり違法である。

以上